

# 登録申請書

登録申請は随時お受けいたします。なお、申請書を受け取ってから、登録証をお送りするまでに、1~3週間程度お時間がかかりますので、なるべくお早めにご提出下さい。特に、年度当初は申請が集中するため、さらにお時間がかかる場合があります。至急ご利用する場合には仮登録ができますので、実施施設に空き状況を確認の上、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## ★ 申請書記載例 (記入漏れ、保育施設証明欄の証明のもらい忘れにご注意ください。)

様式第2号(第13条関係)

区役所決定欄  
区役所登録日 平成 年 月 日  
登録番号

\*この枠内は記入しないで下さい

平成 24 年 4 月 1 日

江東区長 殿

書類を記載した日を記入してください。

### 江東区病後児保育事業利用登録申請書

江東区病後児保育事業の利用登録は、クラスが特ち上がる場合を含め、4月1日から保育施設に通う場合で3月中に申請する場合と、保育施設の内定段階で申請する場合には「今後通う予定」の欄に○をしてください。保育施設に通いはじめてから申請する場合には、病名・保育料支払状況の報告を受けることに「現在通っている」欄に○をしてください

申請者(保護者)	〒135-0061 住所 江東区東陽4-11-28 氏名 江東 太郎	自宅電話番号 (3647)9084
ふりがな 児童名	生年月日 平成 24 年 1 月 1 日	性別 男・女
とうとう 江東 一郎	現在通っている・今後通う予定の 保育施設名及び電話番号 江東区役所保育室 電話 (3647)9111	

登録希望期間	保育施設入所日 (ただし、登録日現在0歳の場合には満1歳のお誕生日)	~ 保育施設退所日
--------	---------------------------------------	-----------

保護者等の緊急連絡先(確実に連絡がつくようにしておいてください)

連絡順位	ふりがな 氏名	続柄	連絡先及び 電話番号	携帯電話番号
第一	とうとう たろう 江東 太郎	父	株式会社 ○○商事 (3000)3000	080(8000)8000
第二	とうとう はなこ 江東 花子	母	○○工業 (4000)4000	090(8000)8000
第三	とうとう じろう 江東 次郎	祖父	祖父自宅 ○○○○(50)5000	なし

必ず施設の証明を受けて下さい。記載のないものは受け付けできません。

施設証明欄(必ず保育施設より証明を受けて下さい。) \* 保育施設記入欄につき省略

## ～ 申請書送付先・問合せ先 ～

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所  
こども未来部保育課指導係 電話 3647-9084(直通) FAX 3647-8447



# 江東区病後児保育事業 ご案内



## 病後児保育事業とは

子育てと就労の両立支援の一環として、保育園等の保育施設に通っている乳幼児が、「病気の回復期」にあるということで、普段通っている保育施設での集団保育を実施するのが困難である時期に、区が委託する実施施設(医療機関併設型・保育所併設型)で一時的にお子さんをお預かりする事業です。

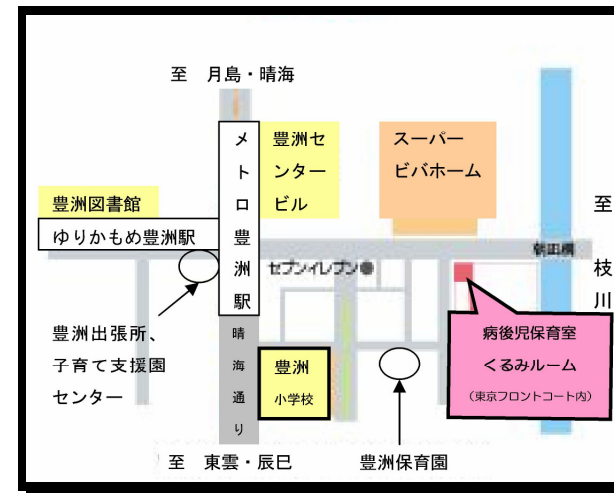
ただし、医療機関併設型の「くるみルーム」では、「病気の急性期」でも医師の判断により受け入れ可能な場合があります。

【24年度開設予定施設】  
6月1日より  
医療機関併設型(こどもみらいクリニック運営)  
：大島6-1-4-112 (UR大島六丁目団地内)  
7月1日より  
保育所併設型(新砂保育園運営)：新砂3-3-11

## 実施施設

### 病後児保育室「くるみルーム」

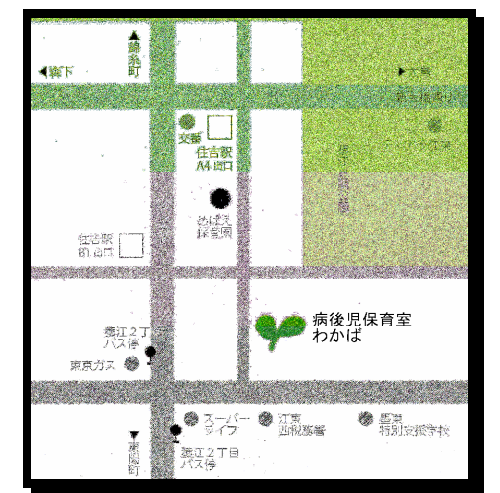
たけうちこどもクリニック(院長 竹内 敏雄)運営  
江東区豊洲4-9-13  
東京フロントコート・クリニックステーション  
電話 3533-2417(保育室直通)  
FAX 3533-5417(保育室直通)



東京メトロ有楽町線、ゆりかもめ『豊洲駅』より徒歩4分、  
都バス海01、門19、業10、錦13系統『豊洲四丁目』バス停より徒歩2分

### 病後児保育室「わかば」

社会福祉法人 もろほし会 めばえ保育園 運営  
江東区猿江2-14-6 高橋ビル1階  
電話 3846-2355  
FAX 3846-2355




都営地下鉄・東京メトロ『住吉駅』より徒歩2分  
都バス錦22、東22『猿江二丁目』バス停より徒歩2分

## お預かりできるお子さんは

江東区に住所を有し、認可保育園・認証保育所・保育室・グループ保育室・家庭福祉員及び児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設に、日常お子さんを預けている(月極め契約を結んでいる)満1才から就学前の乳幼児のうち、『入院治療の必要はないが、安静を必要とする状態』にあり、かつ、『保護者が家庭で保育できないお子さん』です。(一時保育の利用者は対象となりません。)

## 施設の概要

開所日時 (祝祭日・年末年始を除く)	くるみルーム(休診日等を除く)	わかば
	月～金の午前9時から午後6時まで 1回につき、7日を限度に利用できます。利用には事前に予約が必要です。	月～金の午前8時から午後6時まで
定員	4名です。ただし、お預かりするお子さん同士の感染等が予想される場合には、利用定員内でも利用できない場合があります。	
料金	1日1人2,000円です。(お預かりの際にお支払いいただきます。) ※ なお、生活保護世帯、住民税非課税世帯、所得税非課税世帯の方には、減免制度があります。該当する方は、病後児保育室で「江東区病後児保育事業利用料助成申請書」「口座登録証」を記入の上、区役所保育課へ提出してください。	
お預かりできる症状の範囲	 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 感冒、下痢おう吐症等、乳幼児が日常罹患する疾病 ⇒ 病気の初期から回復期まで、保育園等に連れて行けないようなとき。ただし、点滴などの治療が必要な場合は利用できません。</li> <li>② 水痘、風疹等の感染症の疾患(学校保健安全法施行規則第18条第1項第2号に規定があります。) ⇒ <b>主治医(かかりつけのお医者さん)がうつる心配がないと判断したとき。</b>ただし、麻しん(はしか)については、他の感染症に比べ感染性が高いため、お預かりできません。</li> <li>③ 喘息等の慢性疾病 ⇒ 発作が収まっても、保育園等には連れて行けないようなとき。</li> <li>④ 熱傷等の外傷性疾患 ⇒ 症状が固定しても、保育園等には連れていけないようなとき。</li> <li>⑤ その他、医師が利用可能と判断した病気 上記の症状でも、施設が受入れ困難と判断した場合には、利用をお断りする場合があります。</li> </ol>	

## 利用の前に

利用を希望される方は、**事前に区役所への登録手続きが必要**となります。

(登録は初回のみで、保育施設退所日までご利用いただけます。)

※登録内容に変更がある場合は、速やかに登録内容変更届を提出してください。

### ★ 登録申請書の入手

以下のいずれかの方法で「利用登録申請書」を入手してください。また、江東区のホームページからダウンロードによる入手も可能です。(URL <http://www.city.koto.lg.jp/>)

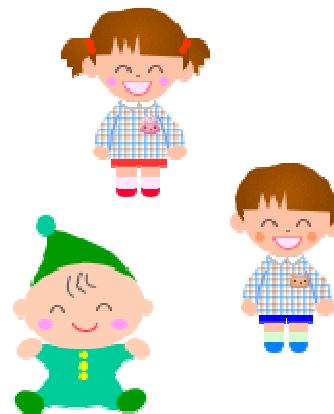
江東区内の認可保育所、認証保育所、保育室、グループ保育室、家庭福祉員、認定こども園をご利用の方	⇒	各保育園、保育施設から申請書を受け取ってください。
区外の保育施設及び区内外を問わず児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設をご利用の方	⇒	郵送いたしますので、保育課へご連絡をお願いいたします。

### ★ 登録申請書の記入、送付

記載例を参考に、利用登録書の所定の欄を記入し、各保育施設において施設証明欄に証明を受けた後、保育課へ郵送によりご提出ください。

### ★ 登録証の受領

保育課より、ご自宅へ、「病後児保育事業登録証」を郵送いたします。この登録証は、予約の際に必要となりますので、大切に保管してください。



## 予約及び利用方法について

予約からご利用までの流れはそれぞれ以下のとおりです。

流れ	くるみルーム	わかば
予約前		かかりつけ医を受診し、『医師連絡票』(保育施設又はホームページより入手可能※注)の記載を受けてください。
↓		
予約		利用希望日の前日(前日が施設のお休みの場合には、その前日)の午前11時から午後6時の間に実施施設へ電話予約をしてください(年始、医院の夏季休暇明け初日等の場合は当日受付)。予約は先着順です。なお、定員に空きがある場合には、当日の予約でも利用可能な場合があります。
↓		
利用日当日	下記の表に記載された持ち物を持参し、午前8時30分にお越しください。医師の診察を受け、受入れ可能であると判断された場合のみ、ご利用いただけます。	かかりつけ医に作成していただいた『医師連絡票』と下記の表に記載された持ち物を持参し、午前9時にお越しください。『医師連絡票』及び当日のお子様の具合を看護師が確認し、受入れ可能であると判断された場合のみご利用いただけます。
(キャンセル)	当日の午前8時30分までに必ず電話連絡してください。(閉所時間中は留守番電話対応)	

※注 医師連絡票(診療情報提供書)は、月1回に限り保険医療対象及び乳幼児医療費助成制度により自己負担は無料になります。同じ月に2回以上医師連絡票の作成を依頼した場合は、原則2回目以降は自己負担が発生いたします。また、都外の医療機関をご利用の場合は、自己負担が発生しますが、所定の手続により還付が受けられます。

### ★ 食事について

弁当及び飲み物、捕食等食事関係は保護者が責任を持って必ずご持参ください。

※ 病後児保育室「わかば」では、ご希望の方には、有料にて昼食(300円)・おやつ(50円)の提供が可能です。

### ★ 持ち物について

◎印はくるみルームのみ、◆はわかばのみ、無印は両施設ともに必要な持ち物です。

持ち物	数量	持ち物	数量
江東区病後児保育事業利用登録証	1	バスタオル	夏 2枚 冬 1枚
医師連絡票 ◆	1	薄手の綿毛布またはブランケット ◎	冬 1枚
診察券(お持ちの方) ◎	1	(汚れた場合の予備としてのバスタオル)	(1枚)
利用料	2,000円	昼食(好きな物をご準備ください。)	1回分
児童票(初回利用時のみ)	1	おやつ(お菓子、ジュース等)	2回分
利用申込書(初日用 初日利用時のみ)	1	※わかばは昼食・おやつ提供できます(有料)	
健康保険証(生活保護世帯の方は医療券)◎	1	粉ミルク・哺乳瓶(必要な方)	
乳幼児医療証 ◎	1	主治医の処方薬・薬剤情報提供書	
母子健康手帳	1	(お持ちの方はご提出ください)	
スーパーのビニール袋(汚れ物入れ)	2枚程度	食事用エプロン(必要な方)	2枚
小さめのビニール袋(汚れ物入れ)	数枚	よだれ掛け(必要な方)	数枚
着替え(楽な服装。パジャマでも可)	2組程度	お口拭き(手拭き・口拭き用)	2枚程度
紙おむつ・パンツ類	7枚程度	歯ブラシ(必要な方)	1組
お尻拭き(必要な方)	1組	その他必要なもの(愛用のおもちゃ等)	

